

今年度も古着・古布を回収します

昨年度、町内における「燃やせるごみ」の量を減らすために古着・古布の回収を行いました。皆様のご協力により回収量は約14トンとなりました。ご協力いただいた方々からは取組を評価してもらい、継続的な回収を望む声が多くありましたので、今年度は回数を増やし「5月・7月・9月・11月」の4回実施します。

回収した古着・古布はリサイクルとして、日本国内だけでなく海外でも利用されますので、皆様のご協力をお願いします。

回収日時 ● 5月10日(日) 午前9時～午後4時

回収場所 ● 美郷中学校セミナーハウス隣駐車庫
(旧トレーニングセンターみさと)

回収物 ● 古着、下着類、シーツ、毛布、タオル類など
※ペットに使用したものは回収できません。
詳細については下記までお問い合わせください。

回収方法 ● 透明または半透明な袋に入れて、袋を閉じて持参してください。

注意事項 ● 段ボールや紙袋に入れた状態では回収できません。

併せて使用済みの小型家電製品も回収します

小型家電製品に含まれるレアメタルのリサイクルを進めるため、不要になった小型家電製品を「役場庁舎・学友館・公民館」の3カ所に設置している回収ボックスにより回収していますが、今年度から古着・古布回収に併せて小型家電製品も回収しますので、皆様のご協力をお願いします。

回収日時 ● 5月10日(日) 午前9時～午後4時

回収場所 ● 美郷中学校セミナーハウス隣駐車庫
(旧トレーニングセンターみさと)

注意事項 ● 小型電気電子機器以外は回収しません。詳細については下記までお問い合わせください。

回収する小型家電

大きさが25cm×15cm以下のもの

アダプター、MD・MP3プレーヤー、携帯電話、ゲーム機、電卓、電子辞書、デジタルカメラ、メモリーカード、充電器など、小型電子電気機器。
※テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、パソコン本体、単独の電池、CDやDVDなどの記録媒体は回収しません。

古紙専用ステーションを正しく利用しましょう

紙専用（新聞・雑誌・段ボール）として各地区へ2カ所ずつ集積所を設けていますが、ルールを守って正しく利用して下さるようお願いいたします。

ルール

- ①新聞(チラシ類含む)・雑誌・段ボールは混合せず分けること。
- ②紐などできちんと縛ってまとめること。
- ③集積所では所定の位置へ積み重ねて置くこと。
- ④古紙以外を集積所に出さないこと。

古紙専用ステーションの場所が変わります

美郷町南行政センター前の古紙専用ステーション(図1)が除雪センター建設に伴い解体されます。そこで、美郷町南体育館前の自転車置き場を改修し、古紙専用ステーションを新設します(図2)。利用開始などについては次のとおりですので、ご理解とご協力をお願いします。

■新設の古紙専用ステーション

設置場所：美郷町南体育館前

利用開始：7月1日(火)

※現在の古紙専用ステーション(南行政センター前)は6月30日(火)までの利用となります。



(図1)現在の古紙専用ステーション



(図2)改修し新設する古紙専用ステーション

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

安全・安心な雪下ろし支援事業費補助金を交付します

県では、雪下ろしの安全対策および負担軽減を図るための工事を行う方に対して補助金を交付します。要件等については次のとおりですので、補助金の交付を受けたい方はご連絡ください。

- 対象世帯 ● 65歳以上の高齢者が居住している世帯
 補助件数 ● 4件
 補助率 ● 10/10 (上限額25万円)
 申請期限 ● 5月20日(火)
 交付予定 ● 平成28年3月

対象工事

雪下ろしの安全対策等に要する5万円以上の工事

- ① 固定式はしご、はしご脱落防止器具等の設置または取替工事
 - ② 落雪を防止するための屋根改修工事や雪止め金具、落雪防止装置等の設置または取替工事
 - ③ 屋根の雪を溶かすための融雪装置の設置または取替工事
- ※4件を上回る申込があった場合は、選定基準に基づき交付対象者を決定します。

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

安心で安全な暮らしを支援します 各種補助制度のお知らせ

住宅のリフォームをお考えの皆さまへ 美郷町住宅リフォーム緊急支援事業

補助金の額	対象工事に要する費用の10%に相当する額（千円未満は切り捨て、上限額8万円） ※過去にこの事業を利用された方は合わせて上限額10万円
対象者	自ら居住する町内の住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う方で、町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	一戸建ての住宅（住宅の車庫、物置を含む） ※併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上であること
対象工事	次に掲げる全ての条件を満たす工事 ①増改築・リフォームに要する費用（消費税および地方消費税の額を含む）が50万円以上であること ②町内に事業所を有する法人または町内に住所を置く個人が施工するものであること ③平成27年度中に工事が完了し、平成28年3月15日(火)までに完了実績報告書を提出できること
その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用できます。

住宅の耐震診断・耐震改修をお考えの皆さまへ 木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業

補助金の額	耐震診断の場合	耐震診断に要する費用の3分の2の額（千円未満切り捨て、上限額5万円）
	耐震改修の場合	耐震改修に要する費用の3分の1の額（千円未満切り捨て、上限額60万円） ※所得税特別控除額を差し引いた額
対象者	耐震診断の場合	①耐震診断士の所属する町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有（共有を含む）する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
	耐震改修の場合	①町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有（共有を含む）する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住する町内の木造戸建住宅	
対象工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものを1.0以上に補強を行う改修 ※簡易な耐震補強等は対象となりません。	
その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用できます。 ※国の補助金を活用しているため、申請期間等は事前にご相談ください。	

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910